

令和 8 年度 山形市立蔵王第一中学校 いじめ防止学校基本方針

《いじめの定義》（いじめ防止対策推進法第 2 条より）

いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、該当するか判断する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。（「いじめ」という言葉を使うかどうかは、柔軟に対応する。）

《いじめの態様》（いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学大臣決定より）

- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ 金品をたかられる
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（１）基本的な考え

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていることが私たちの願いである。学校において、子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間として「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのちの教育」を大切にしていける必要がある。

「いじめ問題」を考えるときに、「いじめの定義」「いじめの態様」の共通認識をしっかりとしておくこと、「いじめは絶対許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にでも起こりうる」という共通認識を持つこと、担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応するとともに、教職員として次の 4 点を心がけていきたい。

- ① 子ども理解のアンテナの感度を上げ、「未然防止・早期発見」に係る不断の努力をすること
- ② 担任一人で決して抱え込まず、小さいことでも「組織」で対応し、「広い目と長い目」で丁寧に見届けること。
- ③ 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して資質・能力を高めていく。
- ④ けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、該当するか判断する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、「いじめ」という言葉を使うかどうかは、柔軟に対応する。

（２）基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢は以下の通りである。

- ① 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情と共感性を育む教育活動を推進する。
- ② 「いのちの教育」を充実させ、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③ いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査と教育相談面談を教育課程に位置づけ実施する。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、校内のみならず、各種団体や関係機関・専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

2. いじめ未然防止のための取組

（１）学校におけるいじめ防止対策

① 「いのちの教育」の推進

学校教育活動全体を通じて「かけがえのない生命の尊さ」と「人とのかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる「いのちの教育」を推進していく。

② 教育活動全体を通して道徳教育の推進

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う人間関係形成能力を育むため、全ての教育活動を通して「思いやりの心」と「恕の心」を育てていく。

③生徒理解に基づききめ細かな教育の推進

Q-Uやアンケート調査、定期的な教育相談、面談活動を通して生徒理解を深め、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

④豊かな体験活動を通しての心の涵養

保護者、地域、その他の関係者と連携を図りながら、地域行事への積極的参加や交流、また、幅広い体験活動を通して「福祉の心」「奉仕の心」を育てていく。

⑤生徒会の主体的な活動の推進

生徒のいじめに対する理解を進め、生徒会が「いじめをしない、させない、許さない」、活動を自ら考え、生徒の自浄作用としての温かい学校づくりの取り組みを進めていく。

⑥互いに認め合い、助け合う集団づくり

年間の中で「ハッピーウィーク」を実施し、一人一人の良さに目を向けさせ、共に支え合っていることへの感謝、心から「ありがとう」を言いあえる集団を作っていく。

⑦教員の資質能力の向上

校内外における研修等を通して、いじめの芽に気づく洞察力を高め、改善する指導の在り方など、担任力の向上を図っていく。

(2) いじめ防止のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記の関係者からなる「いじめ防止等の対策のための組織」を設置する。

◇校 内 職 員：校長・教頭・教務主任・各学年主任・生徒指導主事・教育相談主任
養護教諭

◇校外関係者：市教育相談員・県スクールカウンセラー
(PTA代表・学校医・地区民生委員・元校長・児童相談所・山形警察署)

当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、下記の具体的取り組みを行う。

- ①隔週の主任者会でいじめ防止等の対策について協議している。
- ②取り組みの具体的な計画の作成、実行、検証、修正など。
- ③いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ④いじめや問題行動の情報収集と記録、他の教職員への情報提供。
- ⑤問題発生時に緊急会議を開催し、情報の収集と共有化、事実確認のための事情聴取、指導・支援体制の確認、対応方針と具体的対応など、組織的な対応を協議・決定する。

3. いじめの早期発見のための取組

(1) 日頃からの観察と教師の気づき

- ・いつでもどこでも起こりうるという危機意識をしっかりと持つ。
- ・日頃から生徒とのコミュニケーションを大切にし、アンテナを高く感度良く察知する。
- ・いじめについて、学年・学級経営の視点に入れ、年度初めに教師の思いを伝えていく。
- ・校内巡視による日々の観察と生徒の近くに寄り添い死角を作らない。
- ・登下校の様子、遅刻、早退状況の把握。
- ・けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。
- ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用

(2) 教職員同士の情報交換と情報共有

- ・職員室での子どもの様子を話題として情報交換を行う。
- ・養護教諭、教育相談員、SCとの情報交換と連携。

(3) 子どもの相談しやすい環境づくり

- ・自主学习ノートへ一日の振り返りの記入、担任との共有。
- ・相談箱の設置と活用。
- ・いじめにあった時、気づいた時のSOSの出し方(相談方法)についての校内掲示。

(4) 生活アンケート調査等の実施

いじめの早期発見のために、以下の定期的な調査を実施する。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①生徒対象「心のアンケート」 | 年3回（5月・10月・2月） |
| ②いじめ発見調査アンケート | 年2回（6月・11月） |
| ③Q-Uの実施 | 年2回（6月・11月） |
| ④生活評価アンケート（学校評価含む） | 年2回（7月・12月） |

(5) 教育相談面談の実施

生徒と保護者がいじめに係る相談ができるように面談活動を実施する

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ①二者面談の実施（生徒と学級担任） | 年1回（10月～11月） |
| ②三者面談の実施（生徒・保護者・担任） | 年1回（12月） |
| ③教育相談員による面談 | 市教育相談員・県教育相談員 |
| ④希望面談 | ※希望により本校職員と面談ができるような配慮をしている。 |

(6) 校内教育相談委員会の実施（隔週水曜日に実施）

校長・教頭・教務主任・各学年主任・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭・（市教育相談員）による教育相談委員会を開催し、生徒の状況等についての情報交換と対応策を実施する。

(7) 特別支援教育研修会の実施

- ・いじめの発生を特別支援教育の視点から検証し、いじめ防止に努める。
- ・巡回相談や専門家による相談の活用
- ・特別支援機教育に関する研修会の実施

(8) 自治的活動の推進

- ・生徒会活動として「いじめ未然防止」の取り組みを展開する。生徒総会や日常活による「いじめ防止」活動の活性化を図る。
- ・ボランティア活動を通して、人の役に立つ肯定的な雰囲気を大切にする。

4. いじめ発生に対する取組

(1) 迅速な事実の確認と報告・相談・・・情報共有 簡単な「報告書」作成

- ①いじめを発見、通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。
- ②いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で事実確認を行い、適切な指導を行う。軽微な事案であっても関係する職員に報告し、事後の指導を継続する。
- ③生徒や保護者から「いじめ」についての相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め、丁寧に生徒と保護者の安全確保に努める。また、他の生徒や保護者から情報が寄せられた場合も同様とする。
- ④校長は、いじめの事案が教育上の指導だけでは十分に効果が認められないと判断した場合、関係機関と相談の上適切に対処する。

(2) 組織的な対応・・・対応会議①②

発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し組織的な対応を図る。その後は、当該組織が中心となり速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は校長が責任を持って設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者にも連絡し事後の対応に当たる。

(3) 被害生徒とその保護者に対する対応・・・対応会議③

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも原因があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、生徒のプライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

- ① 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、組織的に当該生徒の

見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。

- ② いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、市教育相談員や県ＳＣ、心理や福祉等の専門家、教員経験者等の協力を得る。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ④ 解消は、「いじめに係る行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」を面談等により本人・保護者に確認するとともに「３か月経過」を目安とする。

（４）加害生徒とその保護者に対する対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する。また、事実関係の聴取後は迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、加害者となった背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に生徒に対する懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用については山形市教育委員会と協議する。

（５）全校生徒（集団）への働きかけ

- ① いじめを傍観していた生徒に対しても、いじめは自分自身の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。傍観はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、生徒会で取り上げ学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識と態度が学校全体に行き渡るように指導する。
- ② いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことであることを指導する。また、全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

5. ネット上のいじめへの対処

（１）ネットいじめの実態（類型）

◇ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。

◇ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。

◇インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として開くようされやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

◇保護者や教師などの身近な大人が、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

《類型》

- ① SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した「ネット上のいじめ」
 - ・ LINE や instagram, X 等での誹謗中傷や個人情報（特に画像）の書き込み
 - ・ オンラインゲームを介してのトラブルによるいじめ
- ② メールでの「ネット上のいじめ」
 - ・ メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
 - ・ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
 - ・ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う
- ③ 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
 - ・ 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
 - ・ 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
 - ・ 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

（２）ネット上のいじめの未然防止

- ①情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上
- ②家庭・地域・PTAとの連携
 - ・教職員、保護者研修会の実施（ネットに潜む危険性など）
- ③各学年でのネットモラル講習会の実施

（３）ネット上のいじめの早期発見・早期対応

①早期発見の取組

- ・「ネット上のいじめ」のサインや変化への気づき
- ・「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備
- ・関係機関（警察・法務局等）との連携

②早期対応への取組

◇掲示板等への不適切な書き込み画像・動画の掲載への対応

- ・「ネット上のいじめ」の発見／生徒・保護者からの相談
- ・書き込み内容や掲載内容の確認
- ・掲示板等の管理者やプロバイダに削除依頼
- ・関係機関（警察、法務局等）との連携

◇生徒への指導のポイント～掲示板での被害を防ぐ～

- ・誹謗・中傷や勝手な個人情報掲載はいじめであり、決して許される行為ではない。
- ・匿名であっても個人が特定されること、悪質な場合は犯罪となること。
- ・利用のマナーを守ることによってリスクの回避につながる。

6. 重大事態への対処

（１）調査組織の設置と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が相当の期間（年間３０日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため下記の第三者による調査組織を設け、重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

【重大事案と想定されるケース】

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に多大な被害を被ったと認められる場合
- 精神性の疾患を発症し通常の登校ができなくなった場合 等

【組織の構成】

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会と相談し指示を仰ぐ）

- 精神科医（校医）
- 学識経験者（県教育相談員・スクールアドバイザー）
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない者（第三者）

（２）重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報等については、早急に山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

（３）外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

7. 学校評価

（１）いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

○学校評価において、その目的を踏まえていじめの問題を取り扱う。この際いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

（２）地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組みや学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭（保護者）や地域（民生児童委員）との緊密な連携協力を図る。

（３）校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル 等

- ①いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取り組み状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ②学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

8. その他

（１）社会参画活動、自己有用感、自己肯定感の育成

○地域行事への積極的参加、交流を通して、生徒の「奉仕する心」・「感謝する心」を育み問題の未然防止に努める。

（２）校務の効率化

○教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。